

# 租税訴訟学会名古屋支部研修会のご案内

令和4年9月吉日

租税訴訟学会会員 各位  
一 般 会 員 各位

租税訴訟学会  
名古屋支部長 相 羽 洋 一  
事務局長 川 口 直 也

爽秋の候、ますますご発展のほどお喜び申し上げます。  
租税訴訟学会名古屋支部におきましては、研修会を下記のとおり開催いたします。

本研修受講者には、名古屋税理士会・東海税理士会の研修として単位（税理士会認定研修3.5時間）が付与されます。

（名古屋税理士会・東海税理士会以外の税理士会については、参加頂いた先生方において受講申請を行って頂く必要があります。）

会員の皆様は元より、弁護士各位、税理士各位、大勢の方のご参加をお待ちしております。

## 記

【研修会】 日 時 令和4年10月11日（火） 午後1時30分～5時  
場 所 ウィンクあいち（愛知県産業労働センター） 905会議室  
（〒450-0002 名古屋市中村区名駅4丁目4-38 TEL052-571-6131）  
参加費 会員 無料 会員外 1000円

## 最近の重要判例および裁決例の報告

- 1 いわゆるふるさと納税の返礼品受領による経済的利益にかかる所得が一時所得に該当するなどとしたなされた更正処分等の一部取消請求が棄却された事例

講 師 弁護士 服 部 由 美 先生

- 2 相続税の課税価格に算入される不動産の価額を財産評価基本通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが租税法上の一般原則としての平等原則に違反しないとされた事例（最高裁令和4年4月19日判決）

\*レジメ配布予定

講 師 税理士 後 藤 康 史 先生  
          弁護士 向 井 小百合 先生  
          弁護士 水 野 好 香 先生

令和4年10月11日（火）の租税訴訟学会名古屋支部 研修会に

参加する （ 会 員 ・ 会 員 外 ）

【 税理士（登録番号\_\_\_\_\_所属\_\_\_\_\_税理士会） ・ 弁護士 】  
          どちらかに〇印をしてください

氏名 \_\_\_\_\_

恐れ入りますが、10月4日（火）までに、弁護士川口直也宛にご回答いただけますようお願い申し上げます。（FAX 052-229-8805）

参加される皆様におかれましては、以下の点を充分御確認のうえ、御来場ください。

・発熱や咳等、風邪の症状がある方、又は体調に御不安のある方については、参加を御遠慮いただきますようお願いいたします。

・参加される場合は、可能な限り、マスクの持参、着用及び咳エチケットへの御理解・御協力をお願い申し上げます。

※ 皆様への感染予防を最優先に考え、会場スタッフがマスクを着用させていただく場合がございます。予め御了承ください。

※ 今後の社会の情勢により、研修会を中止又は延期させていただくことがあります。中止又は延期等の場合は、租税訴訟学会のHP等にてご連絡させていただきます。

何卒、御理解と御協力のほど宜しくをお願いいたします。